

議案第30号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月18日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

昨年9月のふるさと納税対象地方団体の指定取消事案及びこの度の職員の飲酒運転事故事案につきましては、町民の皆様と行政との信頼関係を損なうものであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(町長の給与の特例)

第1条 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年山都町条例第40号。以下「町長等給与等条例」という。）第3条に規定する町長の給料の月額、令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の50を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 町長等給与等条例第3条に規定する町長の給料の月額は、令和8年5月1日から令和8年9月30日までの間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の40を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(副町長の給与の特例)

第2条 町長等給与等条例第3条に規定する副町長の給料の月額は、令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の副町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の25を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 町長等給与等条例第3条に規定する副町長の給料の月額は、令和8年5月1日から令和8年6月30日までの間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の副町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額

の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。